## 諏訪中央病院組合訪問看護事業運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、諏訪中央病院組合訪問看護事業の実施に関する条例(平成 12 年諏訪中央病院組合条例第 1 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35号)の規定に基づき、諏訪中央病院組合が行う指定訪問看護事業、指定居宅サービスである訪問看護事業及び指定介護予防サービスである訪問看護事業(以下これらを「訪問看護事業」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 訪問看護事業は、疾病、負傷等により、訪問看護が必要であると主治医が認めた者(以下「利用者」という。)に対して看護サービスを提供し、利用者が住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養ができるように、必要な支援を行うことを目的とする。

#### (運営方針)

- 第3条 訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保に資する見地から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復を目指すものとする。
- 2 訪問看護事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護事業は、要支援者が可能な限りその居宅において、 自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとと もに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の 維持又は向上を目指すものとする。

### (事業の運営)

第4条 訪問看護事業は、事業の運営にあたって主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

(事業の名称及び所在地)

- 第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは
  - (2) 所在地 長野県茅野市宮川 3975

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第6条 訪問看護ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次 の 通りとする。
  - (I) 所長(訪問看護ステーション管理者)(保健師又は看護師とする。) I名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

- (2) 看護職員(保健師、看護師又は准看護師とする。) 6名以上 看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師は除く)、 訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士 (兼務職員)、作業療法士 (兼務職員) 又は言語聴覚士 (兼務職員)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに看 護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(4) その他必要な職員

(営業日及び営業時間)

- 第7条 営業日は、次に掲げる日以外の日とする。
  - (I)日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する 休日
  - (3) | 2月 29日から翌年の | 月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時 I5分までとする。
- 3 主治医の指示その他利用者の要望等がある者については、営業日又は営業時間以外であっても訪問看護を行う。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、その利用手続、提供方法、内容等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 2 主治医が発行する訪問看護指示書、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書に沿って作成した訪問看護計画書により、他の保健、医療、福祉サービスを提供する者又は地域包括支援センターとの連携をとりながら実施するものとする。
- 3 訪問看護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の病状及び心身の状態に応じた適切な訪問看護を行うよう努めるものとする。

(指定訪問看護の内容及び利用料その他の額)

- 第9条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 病状・日常生活の観察
  - (2) 清拭及び洗髪等による清潔の保持
  - (3) 褥瘡の処置
  - (4) 体位の交換
  - (5) カテーテル等の管理
  - (6) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
  - (7) 食事及び排泄等の日常生活の介助
  - (8) ターミナルケア
  - (9) 利用者及び家族への療養上の指導
  - (10) その他主治医の指示によるもの
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、 下記の支払いを利用者から受けるものとする。
  - (I)次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は 270 円とし、その額を徴収する。

## (緊急時等の対応)

- 第 10 条 看護職員等は、訪問看護中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡して必要な処置を講じなければならない。
- 2 看護職員等は、夜間、休日等において利用者の病状急変の知らせがあった場合には、速やかに主治医に連絡し、その指示に従って適切な措置を講ずるものとする。
- 3 看護職員等は、前 2 項の措置を講じた場合は、速やかに所長に報告しなければならない。

(通常の訪問看護事業の実施地域)

第 II 条 通常の訪問看護事業を行う地域は、次のとおりとする。 茅野市、諏訪市、原村

(苦情処理)

- 第 12条 事業所は、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
  - (I)事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
  - (2)提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - (3)提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - (4)提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、 市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実 施する事業に協力するよう努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 | 3 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
  - (I) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

# 附則

- この規則は、平成 |2年4月|日から施行する。
- この規則は、平成 | 6年4月 | 日から施行する。
- この規則は、平成 18年4月 1日から施行する。
- この規則は、平成20年4月 | 日から施行する。
- この規則は、平成24年4月 | 日から施行する。
- この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- この規則は、令和4年11月1日から施行する。
- この規則は、令和6年4月Ⅰ日から施行する。
- この規則は、令和6年10月1日から施行する。